

「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正案 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>- 2 - 1 - 1 - 3 監督手法・対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 資本調達手段の自己資本比率規制上の自己資本としての適格性の確認 自己資本の充実度の評価に関連して、以下の資本調達手段について、発行等の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて、「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成 5 年大蔵省告示第 55 号）」（以下「告示」という。）並びにバーゼル合意及び「自己資本の基本的項目(Tier)としての発行が適格な資本調達手段」（平成 10 年バーゼル銀行監督委員会）の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認する。</p> <p>Tier 適格性（劣後ローンによる借入れ又は劣後債の発行について）</p> <p>施行規則第 35 条第 1 項第 22 号に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下「劣後ローン」という。）による借入れ又は劣後特約付社債（以下「劣後債」という。）の発行の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 告示第 5 条第 1 項第 4 号に該当するものとして発行する場合には、利払いの義務の延期が認められるものであるものとするために、少なくとも当該銀行に<u>配当可能利益</u>がない場合及び利払いを行うと当該銀行が債務超過になる場合に利払いの義務の延期が認めら</p>	<p>- 2 - 1 - 1 - 3 監督手法・対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 資本調達手段の自己資本比率規制上の自己資本としての適格性の確認 自己資本の充実度の評価に関連して、以下の資本調達手段について、発行等の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて、「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成 5 年大蔵省告示第 55 号）」（以下「告示」という。）並びにバーゼル合意及び「自己資本の基本的項目(Tier)としての発行が適格な資本調達手段」（平成 10 年バーゼル銀行監督委員会）の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認する。</p> <p>Tier 適格性（劣後ローンによる借入れ又は劣後債の発行について）</p> <p>施行規則第 35 条第 1 項第 22 号に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下「劣後ローン」という。）による借入れ又は劣後特約付社債（以下「劣後債」という。）の発行の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 告示第 5 条第 1 項第 4 号に該当するものとして発行する場合には、利払いの義務の延期が認められるものであるものとするために、少なくとも当該銀行に<u>分配可能額</u>がない場合及び利払いを行うと当該銀行が債務超過になる場合に利払いの義務の延期が認められ</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>れるものである旨の契約となっているか。</p> <p>また、業務を継続しながら損失の補てんに充当し得るために、例えば当局が要求する最低自己資本比率基準の二分の一に相当する水準を下回る場合には利払いの義務の延期が認められる旨の契約となっているか。(平成11年3月1日以降に発行又は契約更改されるものにつきチェックする。)</p> <p>ハ．～ヘ． (略)</p> <p>Tier 適格性(海外特別目的会社が発行する優先出資証券の発行について)</p> <p>海外特別目的会社が発行する優先出資証券について、当該優先出資証券の代り金を銀行に回金するために銀行より発行等が行われる劣後債務の発行等の届出があった場合等において、当該優先出資証券の自己資本の適格性を確認するためには、以下の点に留意するものとする。</p> <p>イ．告示第4条第3項に定める基本的項目として該当するもの(海外特別目的会社が発行する優先出資証券)については、当該銀行が直接国内で永久優先株を発行する場合に比べて同等の資本性を有しており、かつ業務を継続しながら当該銀行の損失に充当されるものとするために、少なくとも以下の基準を満たし、バーゼル合意の趣旨を十分に踏まえたものとなっているか。</p> <p>a．・b． (略)</p> <p>c．上記にかかわらず、当該優先出資証券及びこれと同順位の配当受領権を有する銀行のその他証券の配当金額合計が、銀行の配当</p>	<p>るものである旨の契約となっているか。</p> <p>また、業務を継続しながら損失の補てんに充当し得るために、例えば当局が要求する最低自己資本比率基準の二分の一に相当する水準を下回る場合には利払いの義務の延期が認められる旨の契約となっているか。(平成11年3月1日以降に発行又は契約更改されるものにつきチェックする。)</p> <p>ハ．～ヘ． (略)</p> <p>Tier 適格性(海外特別目的会社が発行する優先出資証券の発行について)</p> <p>海外特別目的会社が発行する優先出資証券について、当該優先出資証券の代り金を銀行に回金するために銀行より発行等が行われる劣後債務の発行等の届出があった場合等において、当該優先出資証券の自己資本の適格性を確認するためには、以下の点に留意するものとする。</p> <p>イ．告示第4条第3項に定める基本的項目として該当するもの(海外特別目的会社が発行する優先出資証券)については、当該銀行が直接国内で永久優先株を発行する場合に比べて同等の資本性を有しており、かつ業務を継続しながら当該銀行の損失に充当されるものとするために、少なくとも以下の基準を満たし、バーゼル合意の趣旨を十分に踏まえたものとなっているか。</p> <p>a．・b． (略)</p> <p>c．上記にかかわらず、当該優先出資証券及びこれと同順位の配当受領権を有する銀行のその他証券の配当金額合計が、銀行の配</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>可能利益</u>を超えてはならない旨の契約内容となっているか。</p> <p>なお、上記の配当金額には、配当以外の名目で配当に相当する現金等が当該優先証券の投資家に支払われる場合には、当該現金等の金額を含む。</p> <p>d . (略)</p> <p>□ . (略)</p>	<p><u>可能額</u>を超えてはならない旨の契約内容となっているか。</p> <p>なお、上記の配当金額には、配当以外の名目で配当に相当する現金等が当該優先証券の投資家に支払われる場合には、当該現金等の金額を含む。</p> <p>d . (略)</p> <p>□ . (略)</p>